

第6回伊賀市自治基本条例審議会(11/30)

○住民自治協議会の権能や責務の規定

○住民自治地区連合会の規定

○地域振興委員会の規定

No.	発言者	項目	意見	備考
1	委員	総論	別条例についてこの審議会で議論しないということでは、意見をしにくい。	・表裏一体の関係にあり、基本的には並行して検討していくもの。(事務局) ・別条例についてここでご意見を伺わないということではない。参考意見としてご発言いただければと考えている。(会長)
2	委員		・住民自治協議会の立ち位置は一体何なのか。 ・国・県・市の間での補完の関係と市・(自治協・)住民の間での補完の関係について →国、県、市では、行政としてのベクトルの向きは同じなので、補完関係は成り立つ。 →市と住民(自治協)では、ベクトルの向きが違う。自治協は住民が自発的に設置する団体で、相互親睦による地域のつながりを作っていくことから出発している。立ち位置の問題でずれがある。	・別条例に自治協が担う事業の規定が置かれている。事業を担うのが自治協であり、そのような活動に対してどういう支援があるかということもご議論いただきたい。(会長)
3	委員		自治協は事業体なのか。協議体なのか。	協議をすること、そして事業を実際に担うところが重要。協議と事業を担う部分について市も支援していくという書き方をしておく必要がある。(副会長)
4	委員		補完性の原則は残してほしい。 市と地域、連合がうまくスクラムを組んでやっていける雰囲気づくりをしてほしい。	
5	委員		今、地域で計画、規則を作り直している。作るにあたって依拠するようなものが欲しい。基本条例だけでは中々構築できないので、別条例でもう少し細かいものを作って欲しい。	
6	会長	権能	権利あるいは権限というのは要件と効果を定めたルールが必要で、どういう要件を満たす場合にその権限を行使できるのか、その権限を行使したらどういう法効果が発生するのか、これをきちんと定めて初めて権利が生きると思うが、基本条例は具体的な要件や効果を定めるのに適した条例ではないと思う。それを規則の方でやってしまったのでは、少し形式的な議論に留まってしまったかなということではあって、本来は要件と効果を書き込んだ条例をこの権限を生かすためには必要だったと思う。ですので、基本条例の議論というよりは別条例の方で、この条例が制定された時に26条に込めた思いをどう実現していくのかということをご議論いただくのが良いかなと考えている。	
7	会長		従来は自発的に組織された団体だが、届け出の規定が条例の中に置かれていて、届け出してもらうことによって市が支援する団体としての自治協にということだったが、届け出の規定が外に出るので、市と自治協がどういう関係にあるのかということ条文中として置く必要がある。ただ、関係のことは関係のこととして、権能の規定は要るのではないかという意見が今日の多数だった。	
8	委員		自治協の会長は、自治会の会長、区長総意のもとで決定なり、文書の発出をしているが、その権限を自治協会長に持たせてもらえないといけない。自治協会長が代表して権限を持って実行することが重要だ。	・それは、ルールの話で、条例に書くことではない。(副会長) ・まさにプロセスが重要で、みんなが知っているという手続きを踏んだ方が良いのではないかということが26条の2だった。(副会長)

No.	発言者	項目	意見	備考
9	委員	権能	26条は残してほしい。 ・住民自治協議会が自立して、地域住民の生活を担保し、守って活動していく中では権限が必要。 ・企業の地域開発に対して、私たちも意見を言っていく権限を与えていただくことが大事。	
10	会長		市と自治協の関係について、「考え方」として示すのが良いか、「権能」として具体的に示した方が良いのか議論いただきたい。	
11	委員		諮問・答申というのは自治基本条例の中に当然入れておかないといけないだろうし、どんな形で諮問するかは組織条例の中で決めれば良い。	
12	委員		自治基本条例の中で権能は必要だと思うが、これは行政に向かっているものであって、もう少し整理し直して実効性のあるものに文言も変えていただいた方が良い。	
13	副会長	同意権	他の法律で同意の要件が定められるものはそれに依拠すべきである。関係が深いからというだけでなく、住民自治協議会の議論というものが地域の意思を代表しているものになりかねないから、慎重に、権能(同意権)の行使はすべきだ。	
14	委員		・権能(同意)について、支所問題で何も役に立たなかった。実際にどれだけの効果を持たせるか。 ・いくら良い条文を作っても実効性がなければ何もならない。	
15	委員		同意が必要なものとそうでないものとの線引きがどこにあるのが大事である。住民の組織が責任を持ち、予算措置も受けて対応できるようにしていくならよい。具体的に同意が要らないものがほとんどならば、条例はいらないことになる。建前の条文はいらない。	
16	委員		同意権等を理念条例に規定するのは良いが、複雑であるなら、外出しの組織条例に同意の手法を書き込むのも一つの方法。どこかで載せておかないと空想条例になる。	
17	委員		26条の2	H24改正案の26条の2は、そのままの形で載せるべき。これまで自治協において、地域住民との情報共有が果たされてこなかった。
18	会長		26条の2について →「権能」として自治基本条例に残すなら、26条の2はそれに対応する「責務」 →「市と自治協との協働、関係」という形で規定し直すなら、26条の2は「自治協と会員との関係」になる。 どの形で残すのが良いか事務局として整理して次回ご提案いただきたい。	
19	委員		権能に対応した責務ということだが、これは方向が逆だ。これは住民側に向いていて対にはならない。権能に対して自治協が市に何か義務を持つというのであれば26条の2なのだが、そういうものではないと思う。	権能を行使する際に、地域の中での合意(住民自治協議会としての合意)を図っておいて欲しいということについては、市民が主役になったまちづくりという意味では自治協もその役割は果たすべきだということ。(事務局)
20	委員	住民自治地区連合会	支所単位に連合会を作って、市と連合会が情報交換をしながら話ができる場所を残していくことは大事。	
21	委員		残すべき。 実態として、連絡会という形で情報共有を行っている。そこで、旧村として対応すべき案件だったりをおこなっているが、それを条例の中で定義づけていただきたい。また、権能も現行のまま付与いただきたい。	

No.	発言者	項目	意見	備考
22	委員	住民自治地区連合会	基本条例の中には目的、文言だけ残して、あとは組織条例の中で規定する。	
23	委員		残していただきたい。 地域全体の開発等について意見の共有、地域におこっている問題の情報共有をしながら進めて行くために、連合会を条例に残していただきたい。細部については別条例で規定する。	
24	会長		残し方で、地域振興委員会、住民自治地区連合会の規定だけが詳細な形で残り続けるということはないと思う。	市と自治協の約束事が決まっていれば、その返答の仕方というのは、複数自治協の連名でアクションを起こしてもらうことも可能だし、条例の中にルールが無かったとしても、連絡会や、情報交換するような場所で、共に行動を起こすような組織体になっていただくことは可能な話だと思うが、一度載せる工夫はしてみる。(事務局)
25	委員		地域にはそれぞれのカラーがあり、それぞれの自治協に任せて全てをするというわけにはいかなので、地域が寄って合議をしながら、検討して行政に対して話をするとか、住民の皆さん方に徹底をしないとかなかなか伝わっていかないし、うまくまわっていかない。そのためには連合会という組織はこれからも必要。	
26	会長		<u>自治協同士の情報交換としては自発的に実施していただくということかと思うが、自治協の区域を跨るような行政施策に関して、市と自治協がどういう形で関係を取り合うのかということについては、整理が必要。</u>	
27	委員		地域振興委員会	地域振興委員会は、全ての地域で自治協が設立されたのであまり必要ない。
28	委員		自主的に自治協が解散された時に、それではどうするか。解散してしまったらその地域の住民は役務を受けられない。地域振興委員会がその地域の住民の面倒を見ということであれば、地域振興委員会は残さないといけない。	
29	副会長		もしも活動を停止せざるをえない自治協があったら、やはり近隣の自治協と一緒に活動が続けていくしかないのではないか。	
30	委員		認可地縁団体となった自治会が解散も出来ず、周りの自治会が認可地縁団体でないために合併も出来ず打開策がない。	財産を持っている自治会は間もなく身動きがとれなくなる。だからこそ、自治協が必要で、自治会も交えた自治協でいろいろ住民が相互に支援できるような仕組みを今こつこつとおかないといけない。(副会長)
31	委員		住民自治協議会も合併したら良いという話は、確かにそう思うが、広域化してしまう。要するに市町村合併と同じような効果になって、なかなか声が届けにくくなってしまう。	
32	委員		とりあえずこの委員会でも作って行政側からの受け皿を確保していくほかはないのかなと思う。	
33	会長		委員会の形で残すのか、それとも何らかの支援みたいな形で残すのか、残し方は何かあるのかなという気はするが、セーフティーネット的なものを全く無しにすることについては、少し消極的な意見が多数だった。委員会のような「組織」として残すのか、それともセーフティーネットを用意するというような「考え方」として、残すのか、そのあたり含めて次回またご検討いただく。	